

青森大学情報化推進センター規程

(目的)

第1条 この規程は青森大学学則第56条に則り、青森大学（以下「本学」という。）における教育・研究の充実と事務の効率化を図るために、情報システムの運用・管理に寄与することを目的とする。

(組織)

第2条 本学の情報システム及びホームページを運用・管理するために、情報化推進センター（以下「センター」という。）を設置する。

(構成員)

第3条 センターには、次の各号に定める職を置く。

- (1) センター長 1名
- (2) センター員
- (3) センター事務員

2 センターには、必要に応じて次の各号に定める職を置くことができる。

- (1) センター長代理
- (2) 副センター長
- (3) 研究員

(業務)

第4条 センターは、次の事項について、審議する。

- (1) 情報システムの運用・管理に関する重要事項
- (2) ホームページの運用・管理に関する重要事項
- (3) その他情報システムの改善に関する重要事項

(情報システムの利用)

第5条 本学の情報機器及びネットワークの利用に関する事項について、別に定める。

(ホームページの運用・管理)

第6条 本学のホームページの運用・管理に関する事項について、別に定める。

(保守・点検)

第7条 本学の情報システムの保守・点検については、センターで専任した者があたる。

(報告)

第8条 センター員は、審議結果を各学部の教授会及び経営戦略局長へ報告するものとする。

(庶務)

第9条 センターの庶務は経営戦略局が行う。

(その他)

第10条 「青森大学・青森大学大学院・青森短期大学情報システムに関する規程」は平成22年3月31日をもって、廃止する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日に改正し、施行する。